

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	公益法人・団体指導課
------	------------

移行法人の残余財産の処分の承認

根拠条文 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第130条

第130条 移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第239条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第5条第17号に規定する者に帰属させなければならない。

審査基準

--

標準処理  
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受 付		処 理		
- 日	機 関 期 間	公益法人・団 体指導課	機 関 期 間	公益法人・ 団体指導課	
		日	日	- 日	